

# 令和4年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：令和4年（2022年）7月29日（金）

午前9時30分～午前11時00分

場所：おだわら市民交流センター UMECO 会議室1

## 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）小田原市いじめ問題対策連絡会について

（2）いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（答申案）について

3 その他

4 閉 会

### 配布資料

【資料1】小田原市いじめ問題対策連絡会について

【資料2】いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（答申案）

## 小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和 3 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日)

選出区分	氏名	備 考	新・再
社会福祉士	あしだ まさひろ 芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
学識経験者	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授	再任
臨床心理士	すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院	再任

※委員は五十音順。敬称略。

## 令和4年度 小田原市いじめ問題対策連絡会 次第

日時 令和4年7月7日（木）  
15時00分～16時30分  
場所 小田原子ども若者教育支援センター  
はーもにい 講堂

## 1 教育長あいさつ

## 2 構成員紹介

## 3 小田原市いじめ問題対策連絡会について

資料 1

資料 2

## 4 報告

○小田原市のいじめに関する状況と取組について

(1) 小田原市のいじめの状況について

資料 3

資料 4

(2) いじめ対策に係る関係機関とその役割について

資料 5

(3) 小田原市いじめ防止基本方針について

資料 6

## 5 協議

○いじめの防止に関する関係機関の取組について

- ・関係機関の取組
- ・関係機関から学校や教育委員会にご協力いただけそうなこと
- ・教育委員会への意見、提案

## 6 連絡

議事録と連絡会だよりの送付について

## &lt;配付資料&gt;

- 「はーもにい」パンフレット
- 次第
- 構成員名簿
- 席次
- 開催要項
- 資料 1 小田原市いじめ問題対策連絡会設置要綱
- 資料 2 小田原市が実施するいじめ防止の措置
- 資料 3 令和3年度小田原市のいじめの認知件数等について
- 資料 4 令和2年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
- 資料 5 小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について
- 資料 6 小田原市いじめ防止基本方針

令和4年度 小田原市いじめ問題対策連絡会 構成員名簿

No.	団体名等	役職等	氏名
1	小田原市自治会総連合	理事	金子 和充
2	小田原市PTA連絡協議会	副会長	清水 隆男
3	小田原市青少年問題協議会	委員	本多 茂
4	西湘二宮人権擁護委員協議会 (小田原市人権擁護委員会)	子ども人権委員	佐藤 千恵子
5	小田原地区保護司会	副会長	阿久津 如生
6	小田原市民生委員児童委員協議会	常任理事	小林 美由紀
7	小田原少年補導員連絡会	会長	今野 正徳
8	横浜地方法務局西湘二宮支局	総務課長	一條 典之
9	小田原児童相談所	子ども相談課長	佐々木 智子
10	小田原警察署生活安全課	警部補	宮園 健二
11	小田原市立小学校長会	小田原市立芦子小学校	杉山 尚美
12	小田原市立中学校長会	小田原市立橘中学校	磯辺 和彦
13	小田原市立小学校教頭会	小田原市立富水小学校	山本 礼子
14	小田原市立中学校教頭会	小田原市立城北中学校	北村 しのぶ

【教育委員会参加者】

No.	職	氏名
1	教育長	柳下 正祐
2	教育部長	飯田 義一
3	教育部副部長	栢沼 教勝
4	教育総務課長	岡田 夏十
5	教育指導課長	中山 晋
6	教育指導課教育相談担当課長	西村 泰和
7	教育総務課副課長	加藤 和永

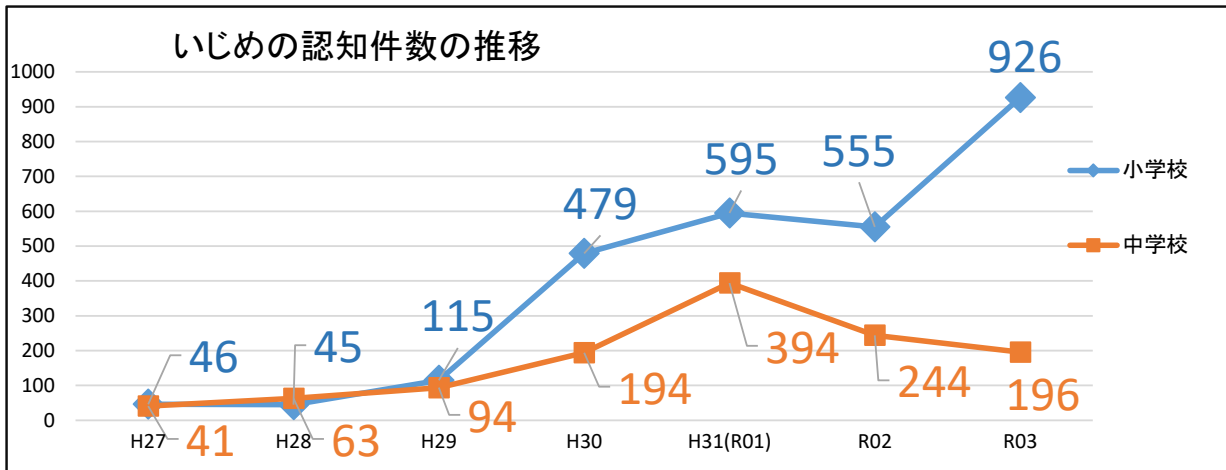
【事務局】

No.	職	氏名
1	教育指導課指導主事	鈴木 孝宗
2	教育指導課指導主事	柳下 仁志
3	教育指導課指導主事	津田 裕子

令和3年度 小田原市のいじめの認知件数等について (教育指導課調べ) 令和4年6月

① いじめの認知件数 (教育指導課調べ)

	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02	<b>R03</b>
小学校	46	45	115	479	595	555	<b>926</b>
中学校	41	63	94	194	394	244	<b>196</b>
合計	87	108	209	673	989	799	<b>1122</b>



② いじめの態様

単位：件（複数回答）

態様	校種 年度	小学校							中学校						
		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる		31	32	73	233	313	265	<b>466</b>	22	42	42	126	195	111	<b>90</b>
仲間はずれ、集団による無視をされる		10	6	13	52	66	62	<b>83</b>	4	5	16	22	86	13	<b>13</b>
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする		5	14	12	102	97	121	<b>178</b>	11	2	6	11	62	32	<b>26</b>
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする		0	0	6	13	35	22	<b>41</b>	3	0	1	1	20	11	<b>15</b>
金品をたかられる		0	0	0	2	9	3	<b>10</b>	1	1	0	2	1	1	<b>0</b>
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする		1	2	10	36	26	30	<b>73</b>	3	1	4	21	16	22	<b>8</b>
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする		5	0	9	29	56	74	<b>91</b>	3	4	24	9	33	14	<b>29</b>
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる		2	1	2	8	15	15	<b>22</b>	5	5	13	18	24	45	<b>11</b>
その他		2	3	6	23	12	18	<b>19</b>	1	5	0	2	5	8	<b>7</b>

③児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数 (全国、県との比較)

(単位：件)

	H31(R01)		R02		R03	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
全国	75.8	32.8	66.5	24.9		
神奈川県 (公立小・中学校)	43.1		35.6			
県西	84.1		74.6			
小田原市 ※教育指導課調べ	66.0	74.2	62.9	56.8	<b>106.8</b>	<b>45.7</b>

※全国→「文部科学省児童生徒の問題行動、不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※神奈川県、県西→「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」より

**いじめの重大事態に関する調査結果の  
公表のあり方について（答申案）**

令和 4 年 7 月 29 日

小田原市いじめ防止対策調査会

## はじめに

小田原市は、平成 26 年に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定（平成 30 年改定）し、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理するとともに、「いじめ防止対策推進法」でも示されているいじめの積極的な認知と早期対応、未然防止のための取組等について方針を示している。

その中で、いじめの重大事態に関する調査結果については、特段の支障がなければ公表をすることとしているが、公表についての具体的な指針は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にも示されておらず、これまで小田原市でも方向性が定まっていなかった。

このため、小田原市教育委員会はいじめの重大事態の調査結果の公表についての基本方針を整理する必要があると考え、本会に「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について」を諮問した。

本会は、他自治体の方針等も参考にしながら、公表の意義、公表による課題、公表の方法等について議論を重ね、本答申を取りまとめたものである。



## **I 会議の開催経過**

本会は、令和3年12月27日付けで、市教育委員会から「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について」の諮問を受け、計3回の会議で検討を重ねてきた。

第1回会議 令和4年1月18日（火）

開催場所：おだわら市民交流センターUMECO

第2回会議 令和4年4月21日（木）

開催場所：おだわら市民交流センターUMECO

第3回会議 令和4年7月29日（金）

開催場所：おだわら市民交流センターUMECO

## **II 提言**

### **1 調査結果の公表の意義**

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意義としては次のことが考えられる。

- ・ 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。

- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ。

## 2 調査結果の公表について勘案すべき要素

小田原市いじめ防止基本方針で、調査結果の公表について「総合的に勘案して、適切に判断する」としている要素を、次のように考える。

### (1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされており、いずれも深刻な事態であると考えられる。

したがって、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

### (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するにあたって、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は重視すべきである。被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能であると考えられる。

### (3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果を公表することによって、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できない。個人情報拡散されれば、児童生徒への影響は計り知れないものがあることに留意が必要である。

## 3 公表の方法について

### (1) 基本認識

1の調査結果の公表の意義及び2の勘案すべき要素の考察を踏まえ、全てのいじめの重大事態の調査結果について基本的には公表すべきと考える。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切であると考え。

### (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認することが必要である。

情報化された現代社会においては、調査結果の公表が被害者に二次被害を及ぼす可能性もあり、公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すこと等も可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、市教育委員会が丁寧に調整をすることが大切である。

### (3) 他の関係児童等への説明について

いじめを受けた児童生徒以外の関係児童生徒及びその保護者（いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者を含む）に対しても、可能な限り公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ないと考える。

#### (4) 公表資料

公表資料は、1の調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止の役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を要約した公表版（概要版）を作成することが望ましい。

公表資料は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら作成するとともに、加害者とされる児童生徒についても、個人が識別されるような情報は公表しない等、人権に配慮をするべきである。

なお、公表資料は、その公表前に本調査会へ報告し、公表の意義に沿った適切な内容のものであるかを確認する手続きを設けることが望ましい。

#### (5) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案（※）は、記者発表等広く公表することが望ましい。

##### ※ 社会的な関心が強い事案

- ・ いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの 等

#### (6) 公表する期間

公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページに掲載してから6箇月程度を基本とするのが相当と考える。

ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

## おわりに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為であり、全ての子供に関わる、社会全体で取り組むべき課題であることは、「小田原市いじめ防止基本方針」の中でも確認されている。

公表されたいじめの重大事態の調査結果を共有することによって、教職員が公表資料から得られる教訓を日頃の児童生徒指導等に生かし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等につなげてほしい。さらに、市教育委員会の役割として、調査結果を公表するだけでなく、同様の事案の再発防止のために教職員の研修等で学校現場へのフィードバックをしていくことが望まれる。

また、社会に公表することでいじめ問題について社会全体の理解が深まり、家庭や地域等、子供を取り巻く大人たちが協力していじめ防止に取り組むことを期待したい。

いじめによって重大な事態に陥ることがなく、全ての子供が、安心安全な学校生活を送ることができるように切に願っている。